

交第5号議案

横浜市乗合自動車乗車料条例の一部改正

横浜市乗合自動車乗車料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月16日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市乗合自動車乗車料条例の一部を改正する条例

横浜市乗合自動車乗車料条例（昭和23年8月横浜市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

附 則

この条例は、平成28年10月1日から施行する。

提 案 理 由

遊覧自動車の事業を廃止するため、横浜市乗合自動車乗車料条例の一部を改正したいので提案する。

**参 考**

横浜市乗合自動車乗車料条例（抜粋）

$\left( \begin{array}{cc} \text{上段} & \text{改正案} \\ \text{下段} & \text{現 行} \end{array} \right)$

（遊覧自動車乗車券の料金）

第3条 ~~削除~~  
遊覧自動車乗車券の料金は、次に定める額に1.08を乗じて

得た額の範囲内において管理者が定める額を合計した額とする。

(1) 走行距離1キロメートルにつき1人 16円

(2) 遊覧所要時間30分につき1人 272円